

佐賀県告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年三月八日から平成二十三年四月七日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前の幅員 メートル	延長 メートル
	区	間		
一般国道 二六三号	佐賀市三瀬村藤原字池田三八〇六番一地先から	佐賀市三瀬村藤原字池田三八〇六番一地先から	四〇・一	一八六・二
	佐賀市三瀬村藤原字笹ノ瀬三八三〇番一地先まで	佐賀市三瀬村藤原字笹ノ瀬三八三〇番一地先まで	一四・八	二〇二・四
	前	後	幅員 メートル	延長 メートル
	一四・八	一三・五	四〇・一	一八六・二